

学 校 経 営

～信頼される学校づくり～

教育課程の編成・実施・評価・改善

- 働き方改革に配慮しつつ、新学習指導要領で求める資質・能力の育成に向けた教育課程の編成・実施
- 教育課程の評価につながる学校評価項目の設定と、評価結果に基づく教育課程の改善
- 幼稚園では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた5歳児後半の教育課程の編成・実施、小学校では、スタートカリキュラムの編成・実施

学びの連続性の確保

- 全国学力・学習状況調査の結果を中学校区で共有するなど、小・中学校9年間で身に付けさせたい資質・能力を確実に定着させるための体制づくり
- 児童生徒自身が学んだことを振り返り、これからの学習や生活に生かすための活動を記録したシートなどの蓄積・活用

校内研修の工夫・改善

- 「はばたく群馬の指導プランⅡ」等を参考にするなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた校内研修の推進
- 自校の喫緊の教育課題解決に向けた校内研修の計画的な実施

※喫緊の教育課題の例

発達障害の理解と対応、食物アレルギー対応、性同一性障害、自殺予防、いじめ、教職員の人権感覚の高揚、SNSに関する問題、服務規律の確保、児童虐待対応、合理的配慮に対する理解、ICTを活用した授業、情報セキュリティポリシー等

【研修実施の根拠（例）】いじめ防止対策推進法第18条2項

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

特別支援教育

- 「『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』」に基づく関係機関との連携と、個々の児童生徒の実態及び配慮等の内容を共通理解するための校内体制づくり
- 年間指導計画に基づく組織的、計画的、継続的な交流及び共同学習の実施

働き方の「量」と「質」を考えた真に必要な教育活動の充実

- ・子どもの命・安全を守る教育活動
- ・子どもに力をつける教育活動
- ・法令等に基づく教育活動
- ・適正な部活動等の運営

家庭や地域社会との連携・協働

- グランドデザイン等を活用した、学校と家庭、地域の目標やビジョンの共有
- 連携・協働による活動の充実に向けた、学校評議員会や学校運営協議会の組織、内容等の工夫、見直し

健やかな体の育成

- 児童生徒が運動できる時間・空間・仲間の確保を通じた、身体活動量（身体活動の強さ×行った時間の合計）の増加に向けた取組の充実
- 望ましい食習慣を身に付けるための、栄養教諭等を中核とした家庭との連携による取組の推進
- 望ましい生活習慣の定着を図るための、小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針等を参考にした取組の推進

学校安全・危機管理

- 登下校時の交通安全・不審者対応等、地域や関係機関と連携した取組の推進
- 自然災害等から主体的に身を守るための、特別活動、総合的な学習の時間を活用した防災教育の充実
- 危機的な状況が起こらないよう対処する行動（リスクマネジメント）と、危機的な状況が発生した場合・発生した後の行動（クライシスマネジメント）に係るマニュアル等の作成と活用

※危機の内容例

食物アレルギーによるアナフィラキシー、集団食中毒、熱中症、運動時の事故、不審者、地震、落雷、火災、大雨、情報漏洩、施設の保守管理不備、修繕の不備、合理的配慮に対する理解の不足等

教育の情報化への対応

- 自校のICT整備を踏まえた、ICTを日常的に活用した授業を実施するための体制整備
- 働き方改革にも配慮した、情報セキュリティを確保しながらの校務の情報化の一層の推進

